

令和元年度補正予算に係る個別公共事業の評価書（その1）

令和2年 1月 30日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成31年3月27日策定）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての新規事業採択時評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第10条の規定に基づき作成するものである。

1. 個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、事業の予算化の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間。補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（5年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添1（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

- i) 事業評価カルテ検索（URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）
これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。
- ii) 事業評価関連リンク（URL：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）
各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

2. 今回の評価結果について

今回は、令和元年度補正予算に係る評価として、直轄事業等について、新規事業採択時評価5件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添2、評価結果は別添3のとおりである。

<評価の手法等>

別添1

事業名 ()内は本事業評価において 便益の計上に利用した方法 を示す。*	評価項目			評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局
	費用便益分析		費用便益分析以外の 主な評価項目		
	便益	費用			
港湾整備事業 (消費者余剰法)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送コストの削減 ・国際観光純収入の増加 ・安全性の向上 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設費 ・管理運営費 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済への影響 ・環境等への影響 	<ul style="list-style-type: none"> ・各港の港湾統計資料 	港湾局

※便益把握の方法

消費者余剰法

事業実施によって影響を受ける消費行動に関する需要曲線を推定し、事業実施により生じる消費者余剰の変化分を求める方法。

事業名	評価の方法	評価の視点等	評価を行う過程 において使用 した資料等	担当部局
船舶建造事業 <巡視船艇>	巡視船艇毎に評価対象を整理した上で、事業を実施した場合、右のような海上保安業務需要を満たすどのような能力の向上が図られ、どのような効果が得られるのかについて評価する。	<巡視船艇> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・海上保安統計年報 ・海上保安レポート 	海上保安庁

令和元年度補正予算に係る新規事業採択時評価について

【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
港湾整備事業	直轄事業等	1
合 計		1

【その他施設費】

○以下4事業は、令和元年度予算概算要求時の事業を令和元年度補正予算で措置するものであるため、令和元年8月に公表した令和元年度予算概算要求時の評価結果を再掲

事業区分		新規事業採択箇所数
船舶建造事業		4
合 計		4

総 計		5
-----	--	---

令和元年度補正予算に係る新規事業採択時評価結果一覧

別添3

【公共事業関係費】

【港湾整備事業】 (直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析				B/C	貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C(億円)				
		便益の内訳及び主な根拠		費用の内訳				
能代港大森地区 国際物流ターミナル 整備事業 東北地方整備局	35	189	【内訳】 海上輸送コスト削減 :84億円 荷役コスト削減 :105億円 【主な根拠】 洋上風力発電設備建設数 推計:約70基	31	【内訳】 建設費 30億円 管理運営費 1.2億円	6.1	・本事業の実施により、洋上風力発電設備の陸上での組立て、効率的な作業船への積み込みが可能となり、大幅なコストダウンが見込まれることから、洋上風力発電設置が促進され、CO2排出量削減、地球温暖化対策に資する。 ・本事業の実施により、背後地における洋上風力発電設備の保管、メンテナンス等を行う企業立地が促進される。	港湾局 計画課 (課長 中村晃之)

【その他施設費】

【船舶建造事業】

○以下4事業は、令和元年度予算概算要求時の事業を令和元年度補正予算で措置するものであるため、令和元年8月に公表した令和元年度予算概算要求時の評価結果を再掲

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	維持管理費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
ヘリコプター2機搭載型巡視船(PLH型)2隻建造 海上保安庁	348	248	本事業でヘリコプター2機搭載型巡視船(PLH型)を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力、長期行動能力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報処理能力、ヘリコプターとの連携機能強化等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視船(PL型)1隻建造 海上保安庁	140	88	本事業で大型巡視船(PL型)を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力、長期行動能力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報処理能力等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
大型巡視船(PL型)1隻建造 海上保安庁	72	25	本事業で大型巡視船(PL型)を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力、長期行動能力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報処理能力等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)
中型巡視船(PM型)1隻建造 海上保安庁	42	14	本事業で中型巡視船(PM型)を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力などの船体性能、昼夜を問わない広域的な監視探証能力、厳正かつ的確な法執行活動が可能となる規制能力、意思伝達能力、情報共有機能、曳航能力等の向上が見込まれ、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)